

## スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの フォローアップ会議に係る意見

2015年10月28日

一般社団法人スチュワードシップ研究会

代表理事 木村祐基

10月9日に意見書を提出させていただいた一般社団法人スチュワードシップ研究会の木村と申します。先日の第2回「フォローアップ会議」において、取締役会を巡る論点が議論されたところ、まだ論点として取り上げられておりませんでした「取締役会評価」に関して、追加して意見を提出させていただきます。

### 【原則4-11】および【補充原則4-11③】取締役会評価に関連して

取締役会評価に関して、外部の評価機関を利用した場合には、その名前や会社との関係を開示する方向でご検討いただきたい。

英国のコーポレートガバナンス・コードのB.6.2においては「FTSE350に採用されている発行体企業は、少なくとも3年に一度、外部評価者による評価を受けるべきである。また、当該外部評価者は、”発行体企業と他に関係を有するか否か”という点を含め、アニュアルレポートにおいて明らかにされるべきである」としている。

この原則は、外部評価者と発行体企業との利益相反関係の有無を開示するものであるが、日本においても日経平均採用企業に限るというような限定をつけてもよいので、取り入れてはどうか。

例えば、取締役会評価以外の面でコンサルティングを行っている者が取締役会評価にも関わる場合には、助言者と評価者を同じ立場の者が務めることになり、利益相反の問題が生じうる。

日本では取締役会評価自体が黎明期にあることや、英国においても上記コードに従い開示している発行体企業は7割弱であり、完全な履行はなされていない状況ではあるが、利益相反関係の有無を開示することで、取締役会評価の透明性の向上を図ることができると思われる。

以上、よろしくご意見申し上げます。